

ver1.0

特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可事務 審査マニュアル

令和7年4月

江戸川河川事務所
埼玉県

さいたま市	熊谷市	川口市	行田市	加須市
春日部市	羽生市	鴻巣市	上尾市	草加市
越谷市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
三郷市	蓮田市	幸手市	吉川市	白岡市
伊奈町	宮代町	杉戸町	松伏町	

目 次

第1章 総則

1 はじめに	1-1
1.1 特定都市河川浸水被害対策法の適用	1-2
1.2 特定都市河川の指定	1-3
1.3 埼玉県内での特定都市河川の指定状況	1-4
2 雨水浸透阻害行為の許可事務審査マニュアルの目的	1-5
3 用語の意味	1-7

第2章 雨水浸透阻害行為について

1 特定都市河川流域	2-1
2 雨水浸透阻害行為の類型について	2-2
2.1 雨水浸透阻害行為の許可を要する行為	2-2
2.2 面積の確認方法	2-2
2.3 土地利用形態の変化の確認と雨水浸透阻害行為	2-2
2.4 雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為	2-6
3 他法令等との調整	2-8
4 特定都市河川浸水被害対策法と他法令等による基準の関係	2-11
4.1 特定都市河川法浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可窓口と都市計画法の開発許可の窓口	2-12
5 特定都市河川浸水被害対策法の申請・許可等の事務手続きの流れ	2-14

第3章 事前相談

1 雨水浸透阻害行為面積の確認方法について	3-1
2 雨水浸透阻害行為区域の判断について	3-2
2.1 行為区域位置図の作成（図面-1）	3-2
2.2 行為区域図の作成（図面-2）	3-2
2.3 行為の一連性に関する判断の考え方	3-3
2.4 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の申請	3-4
3 行為区域内の現況（過去）土地利用の判別方法について	3-5
4 行為区域内の計画土地利用の判別について	3-9
5 雨水浸透阻害行為面積の集計について	3-10
6 中川・綾瀬川流域の基準降雨	3-12
7 必要対策量の算定方法	3-15
8 対策工事の計画における他法令等による規制との調整の考え方	3-19
9 事前相談書の作成について	3-23
10 事前相談結果	3-28

第4章	雨水浸透阻害行為許可申請の手続き	4-1
1	雨水浸透阻害行為の許可申請の手続き	4-1
2	申請書の確認	4-2
3	許可申請に必要な書類の留意事項	4-5
4	許可申請書類	4-7
5	許可又は不許可の通知	4-18
第5章	雨水貯留施設の設計	5-1
1	貯留施設の種類	5-1
2	貯留施設の配置計画	5-3
3	貯留施設の規模の算定（法第30条による）	5-9
3.1	許容放流量の考え方	5-9
3.2	自然調節方式の場合の放流量算定方法	5-10
3.3	ポンプ排水方式の場合の放流量算定方法	5-11
3.4	道路事業等に伴う対策工事で雨水貯留浸透機能を有する舗装の見込み方	5-12
3.5	対策工事における既存の防災調整池等の取扱い	5-12
3.6	対策工事としての土地利用形態の変更	5-12
4	放流施設の設計	5-14
4.1	放流断面（オリフィス）の設計（自然排水の場合）	5-15
4.2	ポンプ排水方式の場合	5-15
5	「【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）】調整池容量計算システム」による施設設計	5-16
5.1	【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）】調整池容量計算システム	5-16
5.2	ポンプ排水方式の場合	5-25
5.3	雨水貯留施設の水深が対策容量算定時（事前相談時）と異なる場合の対応	5-28
5.4	1つの開発行為区域内に複数の貯留施設がある場合	5-29
5.5	他法令等に基づく雨水流出抑制対策を兼ねる施設の場合	5-30
第6章	雨水浸透施設の設計	6-1
1	浸透施設の種類	6-1
2	浸透能力の評価（現地の飽和透水係数の設定）	6-1
3	浸透施設の計画	6-5
4	浸透効果量の算定	6-8
5	浸透施設の空隙貯留の算定	6-19
6	「【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）】調整池容量計算システム」による浸透施設の設計	6-20
6.1	県南ブロックでの小規模開発（浸透ます、浸透トレンチのみで処理する場合の例）	6-21
6.2	県南ブロックでの小規模開発（浸透ます、浸透トレンチ、浸透貯留槽で処理する場合の例）	6-29

6.3	県南ブロックでの小規模開発（浸透ます、浸透トレンチ、浸透貯留槽、浸透側溝で処理する場合の例）	6-32
6.4	大きな開発で浸透貯留槽のみの場合	6-35
6.5	透水性舗装の効果	6-39
7	浸透施設と貯留施設の併用の場合	6-42
7.1	施設計画	6-42
7.2	検討ケースごとの計算例	6-42
7.3	大規模開発で貯留施設、浸透ます、浸透トレンチ併用の場合	6-44
7.4	貯留施設（ポンプ排水）、浸透施設併用の場合	6-51
7.5	小規模開発で貯留施設、浸透ます、浸透トレンチ併用の場合	6-54
8	他法令等に基づき雨水流出抑制対策を兼ねる施設の場合	6-60
第7章	雨水貯留浸透施設の構造	7-1
1	貯留施設の構造	7-1
1.1	構造一般	7-1
1.2	構造細目	7-1
1.3	河川改修計画との関係	7-4
1.4	既存貯留施設の有効利用	7-4
1.5	施工方法	7-5
2	浸透施設の構造	7-6
2.1	構造一般	7-6
2.2	浸透ます	7-9
2.3	浸透トレンチ	7-10
2.4	浸透側溝	7-11
2.5	空隙貯留浸透施設	7-12
2.6	河川改修計画との関係	7-12
3	安全対策	7-13
4	施工上の留意点	7-14
第8章	雨水貯留浸透施設の施工・完了検査	8-1
1	工事着手届	8-1
1.1	工事着手の届出	8-1
1.2	申請者への説明	8-3
2	申請内容の変更	8-4
3	工事完了（廃止）時の届出	8-8
4	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（法第39条の許可）	8-10
5	完了検査について	8-13
5.1	雨水貯留浸透施設の検査項目	8-13
5.2	検査済証の交付	8-18

6 標識の設置	8-19
第9章 雨水貯留浸透施設の維持管理	9-1
1 貯留施設の維持管理	9-1
2 浸透施設の維持管理	9-3
3 貯留浸透施設の維持管理	9-4
第10章 その他	10-1
1 立入検査及び身分証明書	10-1
2 行為の把握及び監視方法の考え方	10-1
3 監督処分等	10-3
4 罰則規定(法第 84～89 条)	10-4
巻末資料	
1 Q & A	巻末-2
2 様式集	巻末-9
3 他法令等による規制・許可申請(埼玉県での例)	巻末-29
4 事務連絡・関連条例等	巻末-37